

福岡市水道局指名基準

(平成6年9月1日方針決裁)

改正：平成7年8月1日 平成11年8月1日 平成13年8月1日 平成15年8月1日 平成17年8月1日 平成22年4月1日 平成28年8月1日 平成31年4月1日

福岡市水道局契約事務規程第20条の規定に基づき、指名基準を次のように定める。

(指名の対象)

第1条 工事の請負契約について指名競争入札を行うに当たっては、競争入札有資格者名簿に登録された者のうち当該工事の種別及び予定金額に対応する有資格者（福岡市水道局契約事務取扱要綱第6条の規定による認定を受けている者をいう。）の中から指名するものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(指名する者の数)

第2条 工事の請負契約については、当該工事の種別及び等級に応じ別表に定める数の者を指名するものとする。ただし、特別な技術を要する等の理由により当該工事を施工できる有資格者の数が限られているときは、この限りでない。

(指名の基準)

第3条 工事の請負契約については、次に掲げるところにより指名する者の選定を行うこととし、指名が特定の有資格者に偏しないようにするものとする。

(1) 施工能力のある者を指名する。

(2) 受注機会が公平となるよう指名する。

(3) 不誠実な行為の有無、信用状態等を考慮して指名する。

2 本市の区域内に主たる事務所を有する者（以下「地場業者」という。）に施工能力があると認められる場合は、地場業者を優先的に指名する。

3 地場業者に施工能力がないと認められる場合又は地場業者の数が不足する場合は、本市に支店を有する者を優先的に指名する。

4 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づき競争入札参加停止の措置を受けている者については、指名を行わないものとする。

(その他の契約)

第4条 製造の請負、物品の買入れ、業務委託その他の契約について指名競争入札を行う場合も、可能な限り、前各号の例により指名を行うものとする。

附則

この指名基準は、平成6年9月1日以降指名通知を行う案件から適用する。

別表

工事種別 等級	建 築 一般土木	電 気 管	ほ 装	造 園	管 1 種	管 2 種	その他の 工 事
A	16社以上 28社以下	12社以上 24社以下	8社以上 24社以下	12社以上 24社以下	8社以上 20社以下	16社以上 28社以下	6社以上 24社以下
B	12社以上 24社以下	8社以上 20社以下	6社以上 16社以下	8社以上 16社以下	6社以上 16社以下	12社以上 24社以下	
C	8社以上 20社以下	6社以上 16社以下		6社以上 12社以下		8社以上 20社以下	
D	6社以上 16社以下					6社以上 16社以下	

(参考)

1 各工事の等級は、契約の予定金額に応じ次のとおりである。

工事種別 等級	建 築	土 木	電 気 管	ほ 装	造 園	管 1 種	管 2 種
A	3億円以上	2億円以上	5,000万円以上	2,500万円以上	4,000万円以上	2,000万円以上	2億円以上
B	8,000万円以上 3億円未満	7,000万円以上 2億円未満	1,500万円以上 5,000万円未満	2,500万円未満	1,500万円以上 4,000万円未満	2,000万円未満	7,000万円以上 2億円未満
C	2,000万円以上 8,000万円未満	2,000万円以上 7,000万円未満	1,500万円未満		1,500万円未満		2,000万円以上 7,000万円未満
D	2,000万円未満	2,000万円未満					2,000万円未満

2 上記に掲げる種別以外の工事については、等級に区分しない。

福岡市水道局指名基準の運用基準

福岡市水道局指名基準を適用する場合の運用基準を次のように定める。

1 第1条ただし書

- (1) 次に掲げる工事の請負契約については、当該工事の予定金額に対応する等級より上位の等級に認定されている者も指名できるものとする。
 - ア 特別の技術、資材等を要する工事
 - イ 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事
- (2) 当該工事の予定金額に対応する等級に認定されている有資格者が不足する場合その他必要と認める場合は、直近の上位又は下位の等級に認定されている者を指名することができる。この場合においては、原則として、当該工事の予定金額に対応する等級の有資格者の数を指名するすべての業者数の2分の1以上となるように指名するものとする。

2 第3条第1項

第1号

次に掲げる事項を考慮して指名するものとする。

- (1) 当該工事と同種の工事の施工実績
- (2) 本市発注工事に係る工事成績
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 技術者の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件

第2号

次に掲げる事項を考慮して指名するものとする。

- (1) 受注の状況
- (2) 指名の状況
- (3) 業者の希望する工事種別

第3号

次に掲げる事項を考慮して指名するものとする。

- (1) 贈賄事件、談合、独占禁止法違反その他の不誠実な行為の有無
- (2) 経営の状況
- (3) 工事における安全管理、労働福祉等の状況
- (4) 社会貢献優良企業として本市の認定を受けたもの